

# 京都大学高等教育研究開発推進センター規程

平成15年4月1日達示第4号制定  
平成16年4月1日達示第52号全部改正  
改正 平成17年6月16日達示第54号  
改正 平成19年3月30日達示第33号  
改正 平成22年3月29日達示第6号  
改正 平成23年3月31日達示第38号  
改正 平成25年3月27日達示第33号  
改正 平成26年3月27日達示第16号  
改正 平成27年3月9日達示第4号  
改正 平成27年3月25日達示第10号  
改正 平成28年3月22日達示第16号  
改正 平成31年3月27日達示第4号

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都大学高等教育研究開発推進センター（以下「高等教育研究開発推進センター」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 高等教育研究開発推進センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価、教育制度、ICT活用等の教育システムに係る研究、開発及び実践を行う。

- 2 高等教育研究開発推進センターは、本学の教育の改革及び改善について、専門的立場から調査、企画、実施及び評価し、それに基づく助言及び協力を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターは、実践的研究に基づく成果を、本学の教育の質の向上に供し、及びその発信等により国内外の高等教育の発展に寄与するものとする。

## (センター長)

第3条 高等教育研究開発推進センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、高等教育研究開発推進センターの所務を掌理する。
- 5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

## (協議員会)

第4条 高等教育研究開発推進センターに、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第46条第7項において準用する同規程第33条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、協議員会を置く。

- 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

## (運営委員会)

第5条 高等教育研究開発推進センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるとともに、協議員会が指定する事項について事前審議を行い、及び協議員会から委任を受けた事項について審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、協議員会が定める。

## (部門及び室)

第6条 高等教育研究開発推進センターに、次に掲げる部門及び室を置く。

高等教育教授システム研究開発部門  
教育メディア研究開発部門  
教育アセスメント室

## (研究科の教育への協力)

第7条 高等教育研究開発推進センターは、教育学研究科の教育に協力するものとする。

## (事務組織)

第8条 高等教育研究開発推進センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第9条 この規程に定めるもののほか、高等教育研究開発推進センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年12月15日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
  - (1) 京都大学高等教育研究開発推進センター協議委員会規程（平成15年達示第5号）
  - (2) 京都大学高等教育研究開発推進センター運営委員会規程（平成15年達示第6号）
  - (3) 京都大学高等教育研究開発推進センター長候補者選考規程（平成15年達示第7号）

附 則（平成17年達示第54号）

この規程は、平成17年6月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成26年達示第16号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年達示第4号）（平成27年達示第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年達示第16号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年達示第4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。